

第 23 条第 1 項第 1 号中「旧在勤地から新在勤地までの路程」を「当該移転の路程（旧在勤公署から新在勤公署までの路程を限度とする。）」に改める。

第 25 条第 1 項第 1 号ウ中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第 2 号中「外」を「ほか」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。

第 26 条第 1 項を次のように改める。

第 6 条第 1 項に掲げる旅費にかえ日額旅費を支給する旅行は、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて知事が指定するものとする。

第 27 条を次のように改める。

（在勤公署近傍の旅行の旅費）

第 27 条 すべての行程が在勤地内である旅行については、旅行諸費を支給しない。

2 すべての行程が在勤公署から 1.5 キロメートル以内である旅行については、旅費を支給しない。

3 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、在勤公署と同一市町村内に宿泊する場合には、別表第 1 に掲げる宿泊料定額の 4 分の 3 に相当する額の宿泊料を支給することができる。

第 28 条を次のように改める。

（同一市町村内赴任の旅費）

第 28 条 同一市町村内における赴任については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、移転雑費及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、赴任を命ぜられた職員が、公務の必要上住所又は居所を移転した場合において、任命権者が必要と認めるときは、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、移転雑費及び扶養親族移転料の定額以内の額を支給することができる。

第 28 条の 2 を第 28 条の 3 とし、第 28 条の次に次の 1 条を加える。

（旅費の計算の特例）

第 28 条の 2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行に要する鉄道賃、船賃及び車賃の実費額が、当該旅行に係る第 7 条の規定による鉄道賃、船賃及び車賃の合計額と当該旅行に係る旅行諸費の額の 2 分の 1 に相当する額との合計額を超える場合には、その超える部分の額に相当する額を鉄道賃、船賃及び車賃の額に加算して支給することができる。

2 職員の出張に伴い、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料のほかに、当該出張に係る旅行諸費の額の 2 分の 1 に相当する額を超える経費を要する場合には、その超える部分に相当する額を当該出張に係る旅行諸費の額に加算して支給することができる。

第 29 条第 1 号イ中「旧在勤地」を「旧在勤公署」に改め、同条第 2 号中「且つ、新在勤地を旧在勤地」を「かつ、新在勤公署を旧在勤公署」に改める。

第 30 条第 1 項第 1 号中「旧在勤地」を「旧在勤公署」に改め、同項第 2 号中「新在勤地」を「新在勤公署」に改める。

第 31 条第 2 項を次のように改める。

2 第 27 条第 2 項の規定は、在勤公署が熊本県以外の都府県に存する職員に対して支給する旅費については適用しない。

別表第 1（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第 1（第 20 条－第 22 条、第 24 条、第 27 条関係）

区 分	旅 行 諸 費 (1 日につき)	宿 泊 料 (1 夜につき)		食 卓 料 (1 夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
11 級の職務にある者	2,200 円	13,100 円	11,800 円	2,200 円
10 級以下の職務にある者		12,000 円	10,800 円	

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 23 条関係）

路程 25 キロメートル未満	路程 25 キロメートル以上 75 キロメートル未満	路程 75 キロメートル以上 150 キロメートル未満	路程 150 キロメートル以上 300 キロメートル未満	路程 300 キロメートル以上 1,000 キロメートル未満	路程 1,000 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	路程 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	路程 2,000 キロメートル以上
107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円

（熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 2 条 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。